

玄海町次世代エネルギーパーク「あすぴあ」展示物リニューアル業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項

1. 概 要

- (1) 業務名 玄海町次世代エネルギーパーク「あすぴあ」展示物リニューアル業務
- (2) 実施者 玄海町
- (3) 方 式 公募型プロポーザル
- (4) 事務局 玄海町役場 防災安全課
- (5) 問合せ先、提出先 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地
玄海町役場 防災安全課
電話 0955-52-2115 FAX 0955-52-5008
E-mail : bousaianzen@town.genkai.lg.jp

2. 趣 旨

玄海町次世代エネルギーパーク『あすぴあ』は、次世代を担う子ども達が次世代エネルギーを見て、触れて直接体験できる学習の場であると共に、地域活性化をもたらす場としての機能を発揮できるよう、平成 25 年 7 月に次世代エネルギーの学習施設として開館し、令和 6 年 4 月には累計来館者数 100 万人を達成した。

この施設は、次世代エネルギーの普及啓発事業として、地域の小中学生及びその家族を訴求対象に、次世代エネルギーを体験・学習できる展示物を設置し、運営スタッフによる体験学習や工作・実験教室などを開催している。

今後も引き続き、再生可能エネルギー環境教育の普及・充実・促進を図っていくために、展示物の更新等を実施する。

3. 参加資格要件

参加者は、下記に掲げる企画競争参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、玄海町（以下「町」という。）から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたうえで参加するものとし、町との契約の相手方は当該代表者とする。

- (1) 平成 28 年 4 月以降に同種施設（エネルギー・環境関連をテーマとした展示施設）における展示設計及び展示製作業務を元請として受注した実績を持つこと。

なお、実績は本業務の実施体制に記載された代表者、構成員、協力事務所いずれのものも可とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。なお、町は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合がある。
- (6) 参加資格申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、町から入札参加の禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 玄海町における令和 7・8 年度物品・製造等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格名簿に登録されているものであること又は令和 8 年 8 月 14 日（金）までに、令和 7・8 年度物品・製造等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格名簿の登録に必要な書類を提出することができる者。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできない。

4. 見積金額の限度額

総額 29,535,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は諸経費を含む総事業費である。

5. 業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

6. 委託先選定までのスケジュール

①公募型プロポーザル参加申請書類提出期限	令和 8 年 8 月 14 日（金）
②質問の受付期限	令和 8 年 8 月 18 日（火）
③質問の回答日	令和 8 年 8 月 20 日（木）
④企画提案書等の提出期限	令和 8 年 8 月 24 日（月） 必着
⑤プレゼンテーション・審査会・委託先決定	令和 8 年 8 月 31 日（月）

7. 応募の方法

(1) 説明書等の交付期間及び場所

- ①交付期間 公告の日から令和8年8月14日（金）
まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（窓口交付の場合）。
- ②交付場所 1. の（5）に同じ（窓口交付の場合）。
- ③交付方法 希望者に無償で交付する。
- ④ホームページへの掲載
玄海町ホームページ <https://www.town.genkai.lg.jp/>

(2) 現地説明会

希望があれば、調整の上現地説明会を開催する。

(3) 委託業務等に関する質疑受付及び回答

- ①受付期間 公告の日から8月18日（火）
午後5時まで（必着）
- ②受付場所 1. の（5）に同じ。
- ③質問方法 別添（様式6）質問票により、電子メールにて送信すること。
- ④回 答 令和8年8月20日（木）までに町のホームページで公開する。

8. 公募型プロポーザル参加申請書類の提出

参加希望者は、下記により公募型プロポーザル参加申請書類を提出場所まで持参又は郵送により提出すること（電送は不可）。

(1) 提出書類一式

- ア（様式1）企画提案参加申請書
- イ（様式2）団体の概要
- ウ（様式3）本業務の実施体制
- エ（様式4）過去の業務実績一覧

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年8月14日（金）午後5時必着

(4) 提出場所 1. の（5）に同じ。

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出

(6) その他

- ・企画提案書の提出にあたっては、別添「業務委託仕様書」に十分留意すること。
- ・上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

9. 企画提案書等の提出

参加希望者は、下記により企画提案書を 1. の (5) の提出先まで持参又は郵送により提出すること（電送は不可）。

(1) 提出書類一式

ア（様式 5）企画提案書

展示更新に対する考え方や業務への取り組み方針について下記の内容を必ず記載し、別紙を添付すること

- ・ 工程計画
- ・ 展示更新案

※企画提案書別紙作成の留意点

- ・ 様式は自由であるが A 3 判横使い片面で作成すること
- ・ 基本的な考え方を、文章を主体に、レイアウト・提案する各機能の展示演出イメージ、イメージスケッチを交え、簡潔に記述すること。
- ・ 文字のサイズは、12 ポイント以上とすること

イ（様式自由）見積書

※経費の内訳が分かるように記載すること。

- | | | |
|----------|--|-------------------------------------|
| (2) 提出部数 | ア | 1 部 |
| | イ | 正本 1 部 写し 7 部 合計 8 部 ※すべて書面で提出すること。 |
| (3) 提出期限 | 令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 5 時必着 | |
| (4) 提出場所 | 1. の (5) に同じ。 | |
| (5) 提出方法 | 持参又は郵送により提出 | |
| (6) その他 | <ul style="list-style-type: none">・ 企画提案書の提出にあたっては、別添「業務委託仕様書」に十分留意すること。・ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。 | |

10. 企画提案の審査・選定等

(1) 審査方法 提出書類及びプレゼンテーションの結果を基に、町が設置する審査委員会により審査を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

- ① 日時 令和 8 年 8 月 31 日（月）（予定）
- ② 場所 玄海町役場 3 階 第 4 会議室（予定）
- ③ 方法
 - ・ 説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度
 - ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等とする。
 - ・ 映写しながらプレゼンテーションを行う場合は HDMI 端子への接続が可能なパソコンを持参すること。（モニターは町が用意する。）
 - ・ 説明は本業務に直接携わる者が行うこと。

(3) 評価基準 技術点、価格点を合わせて評価する。

I 技術点 (90点)	審査基準	配点
(ア) 趣旨・目的	趣旨・目的を十分に理解した提案であるか。	5点
(イ) 実施計画	設計から展示更新完了までのスケジュールなど具体的な計画になっているか。	5点
(ウ) 実施体制	委託業務を任せるに足る過去の実績が豊富であるか。組織体制は適切か。	5点
(エ) 再生可能エネルギーへの理解促進に対する貢献度	再生可能エネルギーの必要性への理解に対する訴求力は十分であるか。	25点
(オ) コンテンツの制作	コンテンツの内容が優れているか。業務委託仕様書で示した内容になっているか。	25点
(カ) 展示造作	コンテンツの訴求力を高めることができる造作となっているか。	20点
(キ) その他	提案内容を分かりやすく伝えているか。真摯に取り組む姿勢が見られるか。提案内容全般から積極性が感じられるか。	5点

II 価格点 (10点)	審査基準	配点
価格点	価格点＝ $10点 \times (1 - \text{提示価格} / \text{委託料の上限額})$	10点
合計		100点

(4) 審査結果

選定結果は、書面又は電子メールにより全応募者に通知するとともに、町のホームページで公開する。

11. 契約の締結

審査結果に基づき、審査委員会が特定した者と協議を行い、随意契約を行う。